

南大東村立ふるさと文化センター 指定管理者
募集要項

1. 指定管理者の募集について

南大東村立ふるさと文化センターは地域の優れた魅力ある特性を生かし、活力と個性ある村興しを推進して都市との交流を通じて村の振興を図る拠点となることを目的としています

本施設に関しては、利用者数の増加を図り、今後の観光需要に対応する環境整備に加え、地域振興に資する施設となるように、村と指定管理者が共同で取り組んでいきたいと考えております。

※本募集は、「南大東村の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成 17 年条例第 15 号）」及び本要項に基づいて実施することとし、本要項に記載のない事項については、村と協議の上、定めることとします。

2. 業務に関する概要

別添 南大東村立ふるさと文化センター 指定管理者 業務仕様書による

3. 指定管理候補者及び指定管理者の指定及び期間

(1) 指定管理候補者の指定

・本募集による選定後、議会の議決を経て、「指定管理者」として指定されるまでの期間は、「指定管理候補者」となります。指定管理候補者として指定された団体は、村と協議の上、覚書を締結し準備を行います。

・その後、村は指定管理候補者と指定管理業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行い、議会の議決を経て指定管理者に指定します。

・議会での議決（指定管理者の指定）が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(2) 指定管理候補者の期間

・指定管理候補者決定日（令和 8 年 3 月予定）から令和 8 年 3 月 12 日予定

(3) 指定管理期間

・令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年）を指定管理期間として予定しています。

※指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日開始を予定していますが、準備状況等により変更となる場合があります。その場合、変更となる時期について事前に協議しますが、村はそれに伴う補償は一切いたしません。

4. 指定管理候補者及び指定管理者が行う業務について

指定管理候補者は、指定管理受託後の運営に向けて、村と一体となって取り組むこと。また、下記事項について検討を行うこと。なお、準備期間に要する人件費や事務費等は指定管理候補者の負担とする。

(1) 指定管理候補者が行う業務

- ①協議への参加（南大東村、その他関係機関）
- ②広報・告知に関する検討
- ③管理運営、収支及び事業計画に関する検討
- ④地域団体等との連携に関する検討。
- ⑤その他、指定管理業務の実施に向けて必要となる検討

(2) 指定管理者が行う業務

- ①広報・宣伝等に関する業務
- ②宿泊に関する業務
- ③施設の利用促進・利用許可関係に関する業務
- ④利用料金の徴収に関する業務
- ⑤施設等の維持管理に関する業務
- ⑥記録等保存業務
- ⑦安全管理に関する業務
- ⑧人員の配置
- ⑨南大東村への連絡、調整等に関する業務
- ⑩その他本施設の管理運営及び指定管理業務を行う上で必要な業務
- ⑪その他、村長が必要と認める業務

(3) 再委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検といった個々の具体的業務を第三者に委託して実施することは差し支えないが、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとします。

5. 経費に関する事項

(1) 指定管理料の決定方法・支払方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに支払うものとし、支払方法や支払時期は年度協定で定めるものとします。なお、支払金額については、事業計画書において提示のあった金額や指定管理者が毎年度提出する収支計画等を踏まえ、議会による予算の議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定するものとします。

(2) 自主事業に係る経費負担及び自主事業によって生じる収入は指定管理者のものとなります

【予想される主な収入】

- ①利用料収入
- ②指定管理者独自の申請による補助金等

6. 応募資格

(1) 応募資格

設置目的に沿って、安全かつ円滑な管理運営が可能な法人等であり、村内に本社・支所・営業所等の事業所を有する又は有する予定のある法人が応募できます。個人は応募することができません。なお、次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項（昭和22年政令第16号）の規定により一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ② 地方自治法第244条の2第11項（昭和22年政令第16号）の規定により過去に村または他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③ 南大東村より指名停止措置を受けているもの
- ④ 最近1年間、国・県・市町村に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っているものまた、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑥ 南大東村指定管理者選定委員会の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑦ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）第142条（長の兼業禁止）第166条（副村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ⑧ 南大東村暴力団排除条例第2条第1号又は第2号の規定に該当すると認められるもの
- ⑨ 上記のほか、不誠実な行為（社会通念上も含む）を行ったことが認められるもの

7. 応募の手続き

(1) 募集及びスケジュール

内 容	日 程
指定管理候補者募集開始（要項等の配布）	令和8年3月6日（金）から
募集内容に関する質問の受付期間	令和8年3月6日（金）から 令和8年3月9日（月）まで
質問に関する回答	令和8年3月9日（月） 南大東村ホームページに公開
申請書・応募書類の提出締め切り	令和8年3月9日（月）まで※必着
指定管理候補者の公表	令和8年3月12日（木）
指定管理候補者との覚書締結	令和8年3月12日（木）
指定管理候補者との協議	令和8年3月中旬～

(2) 申請書・応募書類の受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

(3) 申請書・応募書類の受付場所：南大東村教育委員会 教育総務課

(4) 質問及び回答

①受付方法 質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。

※メール送信後は、受信確認のため連絡を行うこと。

②質問先 南大東村教育委員会 E-mail：md-kyoiku@vill.minamidaito.okinawa.jp

③回答方法 令和8年3月9日（月）17：00 に、村ホームページへの公表をもって回答とします。（質問者名は公表しません）

④その他 口頭（電話等含）のみの質問及び受付期間外の質問については、受け付けません。質問内容については、本募集要項（別添資料含む）及び業務仕様書に係るものとし、それ以外の内容と判断した質問には回答いたしません。

(5) 指定管理候補者の公表：令和8年3月12日（木）17：00に村ホームページへ公表。

(6) 応募書類

①南大東村公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）

②質問書（様式第2号）

③法人等の概要書（様式第3号）

④応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）

⑤事業計画書（様式第5号）

⑥収支計画書・収入支出内訳書（様式第6号）

⑦附属資料

- ア. 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- イ. 法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本
- ウ. 直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等
- エ. 申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、収支決算書、貸借対照表、損益計算書
- オ. 申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面
- カ. 役員の名簿

⑧その他

- ア. 応募書類の提出期限は厳守すること。提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、村から指示した場合はこの限りではありません。
- イ. 応募書類は返却しません。
- ウ. 応募にかかる経費は応募者の負担とします。
- エ. 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑨提出部数 正本1部、副本1部

⑩電子データの提出 ①～⑦の電子データ（PDF形式）一式を下記メールアドレスへ提出
E-mail : md-kyoiku@vill.minamidaito.okinawa.jp

応募書類一覧

様式番号等 書類名 提出部数 備考

様式第1号 指定管理者指定申請書 正本1部、副本1部（コピー可）また、電子データ（PDF形式）も提出

様式第2号 質問書

様式第3号 法人等の概要書

様式第4号 応募資格がある旨の誓約書

様式第5号 事業計画書

様式第6号 収支計画書・収入支出内訳書 任意様式も可

附属資料 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本

直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、収支決算書、貸借対照表、損益計算書申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面

8、審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、南大東村の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例及び南大東村の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する規則等に基づき、総合的に判断する。

- (1) 選定方法 指定管理候補者の選定方法は、施設指定管理者候補者審査委員会により、申請書類の内容について、審査基準（別紙2）に基づき、項目毎に申請書類の内容を審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理候補者として選定する。ただし、申請者が5社以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価することがある。
- (2) 選定結果及び協定の締結
 - ① 審査委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
 - ② 指定管理候補者は、村議会に上程し議決を受けて、指定管理者として指定される予定である。
 - ③ 村と指定管理者は、事業内容に関する事項等について協議のうえ、協定を締結する。
- (3) 選定の対象外
申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は選定の決定を取り消すことができる。
 - ① 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
 - ② 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
 - ③ 申請者による事業遂行が困難であると判断される事実が判明した場合。
 - ④ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は、評価委員に個別に接触した事実が認められた場合。
 - ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として事業を行うことについてふさわしくないと市村が認めた場合。
- (4) 審査対象からの除外
 - ・ 次のいずれかに該当すると認められた場合は、失格となります。
 - ① 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
 - ② 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
 - ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ④ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
 - ⑤ 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
 - ⑥ その他の不正行為があった場合

(5) 再度の選定

- ・指定管理候補者が選定される前に、その団体等を指定管理候補者とするのが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に指定管理候補者を選定できることとします。

9. 応募に際しての留意事項

- ・指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び開業準備のために負担した費用については、一切補償しません。また、指定管理候補者が村の指示に従わないとき、その他指定管理候補者を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、村に生じた損害は、指定管理候補者が賠償するものとします。
- ・また、指定管理候補者が正当な理由なく、業務を中断または中止し、村に損害が生じた場合は、村は、損害金の支払を指定管理候補者に請求することができるものとします。

(1) 業務遂行の準備

- ・指定管理候補者に選定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間の初日から円滑に指定管理業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えておくこととします。
- ・また、指定管理候補者は、協定発効までの間、指定管理業務にかかる必要書類の作成等を行うものとします。

(2) 応募の辞退

- ・応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

(3) 指定の取り消し

- ・下記のいずれかに該当する場合は、南大東村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 9 条の規定に基づき下記の通りその指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- ①指定管理候補者が、本業務に関する協定に違反したとき
- ②指定管理候補者が、管理業務を継続することが適当でないと村が認めたとき
- ③指定管理候補者が、村の指示に従わないとき
- ④指定管理候補者が、本業務に関する協定を履行することができないと村が認めたとき
- ⑤条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- ⑥指定管理候補者またはその役員等が、南大東村暴力団排除条例第 2 条に掲げる暴力団または、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等であることが明らかになったとき

(4) 指定管理候補者選考に関する情報の公開

・村は、指定管理候補者選考に関する情報について、村民等から要求があった場合には、下記のとおり公開または、非公開とすることができます。

①公開できる事項

- ア. 応募者名、所在
- イ. 指定管理候補者の事業計画概要
- ウ. 指定管理候補者に選定された理由

②公開できないもの

・応募者の個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるものなどについては、公開しません。

1 1. 窓口・お問合わせ先

南大東村役場 南大東村教育委員会 教育総務課 (2階)

住 所 : 〒901-3895 南大東村字南 144 番地 1

電話番号 : 09802-2-2531

F A X : 09802-2-2557

e-mail : md-kyoiku@vill.minamidaito.okinawa.jp

※午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

(平日の正午から午後 1 時まで及び土・日・祝祭日を除く)

様式第1号(第3条関係)

南大東村の公の施設における指定管理者申請書
施設名()

年 月 日

様

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名 印
連絡先 電話番号

南大東村の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

別紙2

選定基準

・選定にあたっては、下記の評価項目、評価の観点及び配点を定め、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できる団体を選定する上で最適と考えられる選定基準を設定します。

	評価項目	評価の観点	配点	計
1	書類内容	応募資格・応募条件を満たしているか。また、欠格事由に該当がないか。	10	10
2	管理運営の基本方針等	南大東村立ふるさと文化センターを管理するのにふさわしい経営理念・方針を確立しているか	10	10
3	企画力・実行力	利用促進を図るための取組み内容となっているか。	15	30
		利用者へのサービスの向上のための取組み内容となっているか	15	
4	収支計画	管理運営に係る経費及び収入積算は妥当であるか。	10	20
		経費を縮減するための取組み内容となっているか。	10	
5	指定管理者としての能力	を適正に管理運営するための体制となっているか。	10	20
		施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。また、同種・類似施設の管理実績があるか。	10	
6	地域団体等との連携	地域団体等との連携が十分に考えられているか。	10	10
合計				100